

## C F T ニュース&息抜き（3月）

全日本コーヒー公正取引協議会（コーヒー公取協）に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

### 1. 2024年2月の気になる問合せ

- (1) 「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」に、“カフェインを90パーセント以上除去したコーヒーにあっては、「カフェインレスコーヒー」、「デカフェネイテッドコーヒー」等と表示する。”と記載がありました。

カフェインを除去する前のコーヒーは、生豆だけでなく、焙煎豆も含まれるとの考え方で宜しいでしょうか？

また、ネットでは「カフェインレス」と「デカフェ」は異なるものがありますが、本当でしょうか。

⇒ 全日本コーヒー公正取引協議会の「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」の施行規則第3条(4)イに規定する『「カフェインレスコーヒー」、「デカフェネイテッドコーヒー」等』は、コーヒー生豆からカフェインを90%以上除去したものを想定しており、焙煎豆からカフェインを除去することは想定していません。

コーヒー公正競争規約は、消費者庁長官と公正取引委員会委員長が認定し、官報に告示されており、「カフェインレスコーヒー」及び「デカフェネイテッドコーヒー」はオーソライズされている表現です。

- (2) ○○県暮らしの安全推進課である。管内の消費者より『「インスタントコーヒーと思って購入したところ、レギュラーコーヒーであった。」との苦情があったが、このような苦情はコーヒー公取協にあるか。

また、「レギュラーソリュブルコーヒーという名称はレギュラーコーヒーかインスタントコーヒーか不明」との苦情もあった。』これらにはコーヒー公取協はどのように対応しているのか。

⇒ 前段の質問ですが、コーヒー公取協にはレギュラーコーヒーの容器包装をインスタントコーヒーと誤認して購入したという苦情は着いていませんが、コーヒー事業者によってはレギュラーコーヒーの容器包装に「これはインスタントコーヒーではありません」と記載してあるものを見ることはあります。貴県のコーヒー事業者から「結婚式の引き出物の一つとしてレギュラーコーヒーを入れたところ、インスタントコーヒーと思って飲んで大変だった」との苦情があった、という話は聞いたことがあります。

後段の指摘ですが、レギュラーソリュブルコーヒー名称はレギュラーコーヒーかインスタントコーヒーかわかりにくいので、なんとかして欲しいとの苦情は毎年ありますが、非会員であるので対応できません。消費者庁に話されたらいかがでしょうか。当該企業は英国や米国では、この種製品は溶けないので「ソリュブル」名称は使わず「インスタントコーヒー」名称で販売しています。

## 2. コーヒー公取協研修会

3月に東京、名古屋、大阪で、今年度にコーヒー公正取引協議会に問合せのあった事項等を資料にして研修会を開催しました。研修会出席者は過去最高で、各社景品表示法の優良誤認にならないよう注意していることを実感しました。「〇〇県暮らしの安全推進課」の疑問も溶けないコーヒーをソリュブル名称で販売する疑問です。

研修会ではコーヒー公正競争規約を弾力的に運用して欲しい、との趣旨の意見もありましたが、景品表示法を根拠法規としているだけに、優良誤認等の消費者誤認は避けることを第一に考えなければなりません。

幸い、コーヒー製品で優良誤認表示となったものはありませんが、今後も製品表示に注意して新年度を迎えたいと考えています。